

# 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームゆうあい利用約款

(約款の目的)

第1条 小規模多機能ホームゆうあい（以下「当事業所」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように小規模多機能型居宅介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が小規模多機能型居宅介護利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、サービス利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づくサービス利用を解除・終了することができます。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立・要支援と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な小規模多機能型居宅介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく小規模多機能型居宅介護の対価として、所得により別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

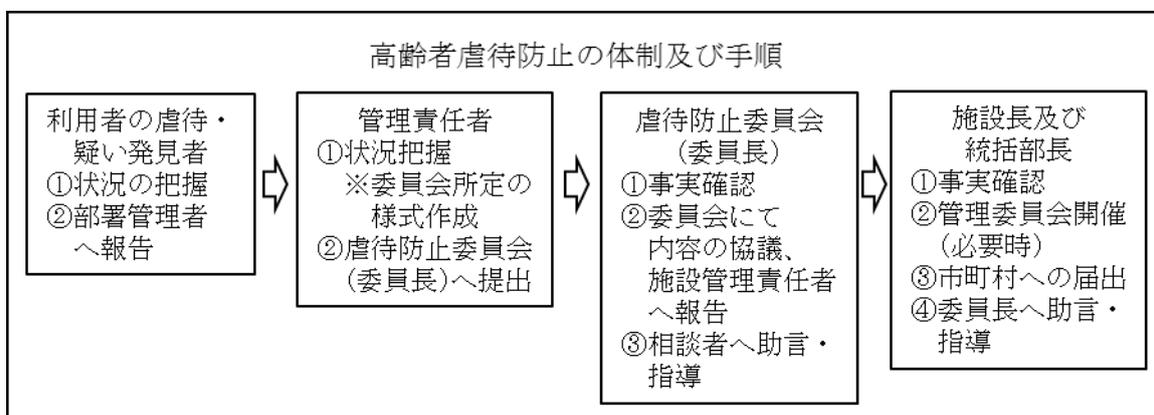
2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限いたしません。緊急やむを得ない場合は理由を介護記録に記載することとします。

(虐待防止等)

第8条 高齢者虐待防止の取り組みは、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものである。高齢者虐待防止委員会を設置し、基本方針の周知及び人権を尊重したケアの励行について定期的に職員教育、研修を行う。虐待を発見した場合は、速やかに報告、対応するものとする。



(秘密の保持)

第9条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対し管理者の判断により医師による診察が必要と認める場合、かかりつけ医又は併設施設医師の診療を依頼することがあります。

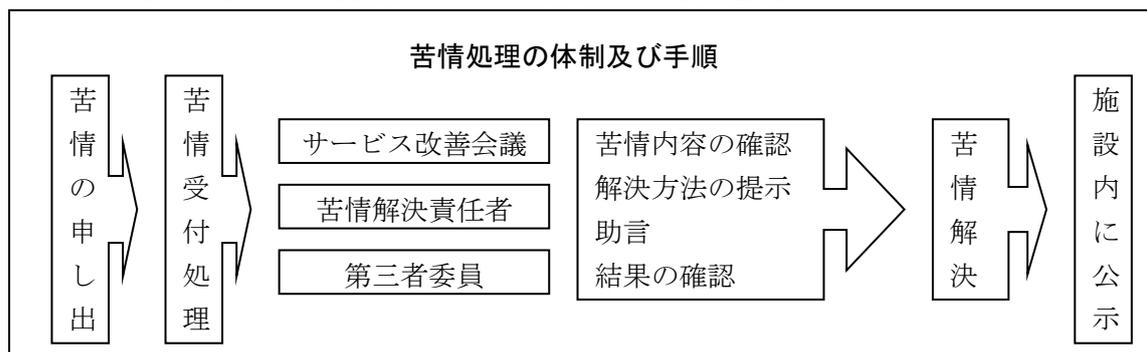
2 当事業所は、利用者に対し当事業所における小規模多機能居宅介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する小規模多機能型居宅介護に対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

第12条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する通所介護に対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。 受付担当 管理者 大迫亜恵美



当施設以外にも以下の相談・苦情窓口等へ苦情を伝えることができます。

- ① 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所 0954-69-8222
- ② 佐賀県国民健康保険連合会 介護保険係 0952-26-1477
- ③ 佐賀県福祉サービス運営適正化委員会 0952-23-2151
- ④ 鹿島市地域包括支援センター 0954-63-2160

(賠償責任)

第12条 小規模多機能型居宅介護の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

小規模多機能型居宅介護について

◇介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇小規模多機能型居宅介護についての概要

小規模多機能型居宅介護は、利用者の居宅における生活の継続を支援するために、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ当事業所を利用していただくものであります。家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話及び機能訓練などを提供いたします。このサービスを提供するにあたっては、小規模多機能型居宅介護サービス計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当事業所では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当事業所での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

管理者又は介護支援専門員にお気軽にご相談ください。

（電話 0954-69-6110）

また、要望や苦情なども、担当の介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

# 小規模多機能ホームゆうあい

## 利用契約書

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 社会医療法人 祐愛会  
小規模多機能ホームゆうあい

<住所> 佐賀県鹿島市大字高津原 3072-1

<代表者名> 理事長 織田正道 印

利用者

<住所>

<氏名>

※ 代筆の場合

<その理由>

代筆者

<氏名>

<続柄>

家族/代理人

<住所>

<氏名>

<続柄>

重要事項説明書  
小規模多機能ホームゆうあいのご案内  
(令和6年6月1日)

1.事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 小規模多機能ホームゆうあい
- ・開設年月日 平成22年 6月 1日
- ・所在地 佐賀県鹿島市大字高津原 2962-1
- ・電話番号 0954-69-6110
- ・ファックス番号 0954-69-6160
- ・管理者氏名 大迫 亜恵美
- ・介護保険指定番号 (4190700064号)

(2) 事業所の目的と運営

当事業所は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援することを目的とする。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

**【小規模多機能ホームゆうあいの運営方針】**

当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切にサービスを提供する。
- 2) 利用者の一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 3) 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 4) 登録者が通いサービスを利用してない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等登録者の居宅における生活を支えるための適切なサービスを提供する。

### (3) 職員の体制

職種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1		事業を代表し、業務の総括にあたる。
介護支援 専門員	1以上		利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。
看護職員	1以上		利用者の健康状態の把握を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。
介護職員	8以上		小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

#### 一日の職員配置

日中 通いサービス利用者3人に対して1名以上、訪問サービスを行うために1名以上配置する。

夜間 宿泊サービス利用者がある場合は夜勤1名、宿直1名

宿泊サービス利用者がいない場合は宿直又は夜勤者1名配置する。

### (4) 利用定員

登録定員 29人

1日に通いサービスを提供する定員 18人

1日に宿泊サービスを提供する定員 9人

### (5) 営業時間

① 通いサービス(基本時間) 9時～16時

② 宿泊サービス(基本時間) 18時～9時

③ 訪問サービス(基本時間) 24時間

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

## 2. サービス内容

- ① 小規模多機能型居宅介護計画の立案
- ② 食事支援
- ③ 入浴支援 (入浴できない場合は、清拭を行います)
- ④ 排泄支援 (利用者の心身の状況に応じた適切な対応を行います)
- ⑤ 介護・日常生活の世話 (移乗介助、休養、通院等の介助等)
- ⑥ 生活リハビリ (機能回復訓練、レクリエーション、地域活動への参加)
- ⑦ 送迎支援
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 訪問
- ⑩ 宿泊

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3.短期利用居宅介護費

- ① 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- ② 登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用する。
- ③ 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- ④ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

### 4.利用料金

別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7の利用単位ごとの料金、個別に利用したサービスの提供に伴う料金となります。

#### ① その他、実費として頂くもの

- ・ レクリエーション材料費(希望により異なります)
- ・ おむつ代 尿パット(男女兼用)：28円、  
パンツタイプM：93円、L：102円、LL：114円  
テープタイプM：107円

#### (1)支払方法

- ・ 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払ください。お支払いただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払方法は、現金、または金融機関(佐賀銀行、郵便局、JA)口座振替の2方法があります。利用契約時にお選び下さい。

### 5.協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関の協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名称 社会医療法人祐愛会 織田病院
  - ・ 住所 佐賀県鹿島市大字高津原4306番地

#### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 6.緊急時、事故発生時の対応

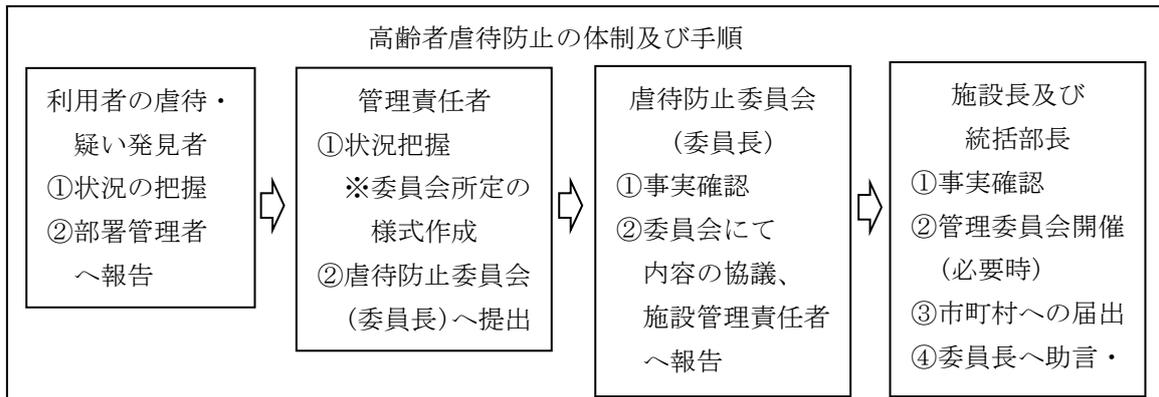
- ①当事業所は、利用者に対し管理者の判断により医師による診察が必要と認める場合、かかりつけ医又は併設施設医師の診療を依頼することがあります。
- ②当事業所は、利用者に対し当事業所における小規模多機能居宅介護での対応が困

難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合や事故が発生した場合、当事業所は利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

### 7. 高齢者虐待防止と発生時の対応

高齢者虐待防止の取り組みは、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するものである。高齢者虐待防止委員会を設置し、基本方針の周知及び人権を尊重したケアの励行について定期的に職員教育、研修を行う。虐待を発見した場合は、速やかに報告、対応するものとする。

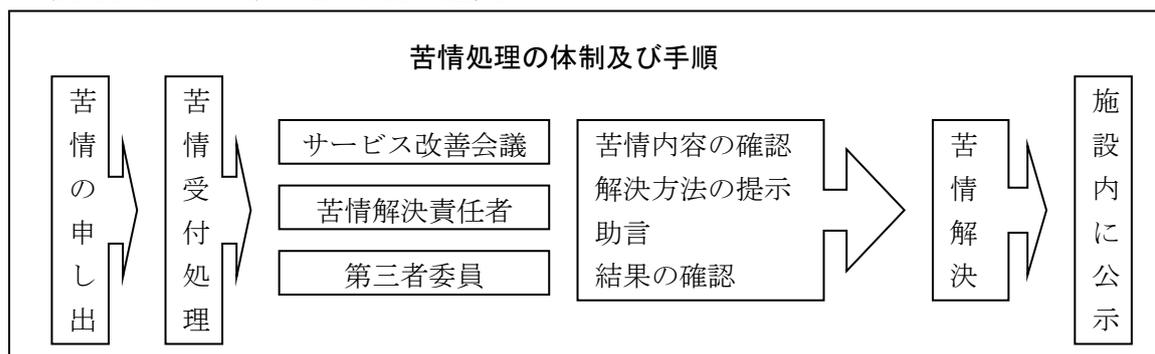


### 8. 要望又は苦情等の申出

利用者及び扶養者は、当事業所の提供する小規模多機能型居宅介護に対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

利用者及び扶養者は、当事業所の提供する通所介護に対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

受付担当 管理者 大迫亜恵美



当施設以外にも以下の相談・苦情窓口等へ苦情を伝えることができます。

- ① 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所 0954-69-8222
- ② 佐賀県国民健康保険連合会 介護保険係 0952-26-1477
- ③ 佐賀県福祉サービス運営適正化委員会 0952-23-2151
- ④ 鹿島市地域包括支援センター 0954-63-2160

## 9.非常災害対策

- ・防災設備 消火器、自動火災報知器、誘導灯、スプリンクラー
- ・防災訓練 消防計画にのっとり年6回

## 10. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してサービス利用していただくために、「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

又、飲酒されてからのご利用は、当事業所が提供する介護サービスの趣意に反し、他利用者の迷惑となる場合もありますので固く禁止とさせていただきます。

### 11. サービスの第三者評価の実施状況

介護サービス情報公表の実施（有） 第三者による外部評価（無）

### 12. その他

当事業所についての詳細はパンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

# 小規模多機能ホームゆうあい

## 利用同意書

### 【重要事項の確認】

私は、本書面に基づいて貴施設職員（職名 氏名 ）  
から重要事項の説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

※ 代筆の場合

その理由( )

代 筆 者

氏 名 続 柄 ( )

利用者の家族等 住 所

氏 名 続 柄 ( )

### 【個人情報の利用】

私は、本利用契約書、第8条の個人情報利用にあたっての説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に必要な範囲で、情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名

※ 代筆の場合

その理由( )

代 筆 者

氏 名 続 柄 ( )

利用者の家族等 住 所

氏 名 続 柄 ( )

<別紙2>

## 小規模多機能ホームゆうあい利用料金表（1割負担）

（令和6年6月1日改定）

### ① 介護報酬に係る利用者負担金

要介護度	介護サービス費 1割負担					負担金合計
	介護サービス費	サービス提供加算(I)	看護職員置加算(II)	総合マネジメント体制強化加算	科学的介護推進体制加算	
要介護1	10,458円	750円	700円	800円	40円	12,748円
要介護2	15,370円					17,660円
要介護3	22,359円					24,679円
要介護4	24,677円					26,967円
要介護5	27,209円					29,499円

- ※ 1) 1ヶ月単位の定額制ですので利用回数によって金額が変わることはありません。  
 2) 月の途中からの登録、又は月の途中で登録を終了した場合は日割り計算となります。  
 3) 初期加算：30円/日 登録日から30日以内の方に加算されます。  
 4) 認知症加算：加算(I)760円/月、加算(II)460円/月  
 日常生活自立度によって加算が加算されます。  
 5) 口腔・栄養スクリーニング加算：20円/回(6月に1回を限度)  
 口腔、健康状態を確認し情報共有することで加算されます。  
 6) 介護職員等処遇改善加算：所定単位数にサービス加算率（14.9%）を乗じた単位数で算定されます。

### ② その他の費用(実費負担)

区分	項目	金額	内容
食費	朝食(1食)	390円	宿泊サービス費
	昼食(1食)	500円	通いサービス費
	夕食(1食)	460円	宿泊サービス費
宿泊費	1泊	2500円	宿泊サービス費

### ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

区分	金額	内容の説明
おむつ代	リハビリパンツM(1枚 93円) リハビリパンツL(1枚 102円) リハビリパンツLL(1枚 114円) 尿パット男女兼用(1枚 28円) テープタイプM (1枚 107円)	ご要望により提供
教養娯楽費	実費	特別な趣味活動に使用する材料費
行事代	実費	行事に必要な個人的な費用
電気代	一日 50円	個人の電化製品持ち込みの費用

## 小規模多機能ホームゆうあい利用料金表（2割負担）

（令和6年6月1日改定）

### ① 介護報酬に係る利用者負担金

要介護度	介護サービス費 2割負担					負担金合計
	介護サービス費	サービス提供加算(I)	看護職員置加算(II)	総合マネジメント体制強化加算	科学的介護推進体制加算	
要介護1	20,916円	1,500円	1,400円	1,600円	80円	25,496円
要介護2	30,740円					35,320円
要介護3	44,718円					49,298円
要介護4	49,354円					53,934円
要介護5	54,418円					58,998円

- ※ 1) 1ヶ月単位の定額制ですので利用回数によって金額が変わることはありません。  
 2) 月の途中からの登録、又は月の途中で登録を終了した場合は日割り計算となります。  
 3) 初期加算：60円/日 登録日から30日以内の方に加算されます。  
 4) 認知症加算：加算(I)1,520円/月、加算(II)920円/月  
 日常生活自立度によって加算が加算されます。  
 5) 口腔・栄養スクリーニング加算：40円/回(6月に1回を限度)  
 口腔、健康状態を確認し情報共有することで加算されます。  
 6) 介護職員等処遇改善加算：所定単位数にサービス加算率（14.9%）を乗じた単位数で算定されます。

### ② その他の費用(実費負担)

区分	項目	金額	内容
食費	朝食(1食)	390円	宿泊サービス費
	昼食(1食)	500円	通いサービス費
	夕食(1食)	460円	宿泊サービス費
宿泊費	1泊	2500円	宿泊サービス費

### ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

区分	金額	内容の説明
おむつ代	リハビリパンツM(1枚 93円) リハビリパンツL(1枚 102円) リハビリパンツLL(1枚 114円) 尿パット男女兼用(1枚 28円) テープタイプM (1枚 107円)	ご要望により提供
教養娯楽費	実費	特別な趣味活動に使用する材料費
行事代	実費	行事に必要な個人的な費用
電気代	一日 50円	個人の電化製品持ち込みの費用

<別紙4>

## 小規模多機能ホームゆうあい利用料金表（3割負担）

（令和6年6月1日改定）

### ① 介護報酬に係る利用者負担金

要介護度	介護サービス費 3割負担					負担金合計
	介護サービス費	サービス提供加算(I)	看護職員置加算(II)	総合マネジメント体制強化加算	科学的介護推進体制加算	
要介護1	31,374円	2,250円	2,100円	2,400円	120円	38,244円
要介護2	46,110円					52,980円
要介護3	67,077円					73,947円
要介護4	74,031円					80,901円
要介護5	81,627円					88,497円

- ※ 1) 1ヶ月単位の定額制ですので利用回数によって金額が変わることはありません。  
 2) 月の途中からの登録、又は月の途中で登録を終了した場合は日割り計算となります。  
 3) 初期加算：90円/日 登録日から30日以内の方に加算されます。  
 4) 認知症加算：加算(I)2,280円/月、加算(II)1,380円/月  
 日常生活自立度によって加算が加算されます。  
 5) 口腔・栄養スクリーニング加算：60円/回(6月に1回を限度)  
 口腔、健康状態を確認し情報共有することで加算されます。  
 6) 介護職員等処遇改善加算：所定単位数にサービス加算率（14.9%）を乗じた単位数で算定されます。

### ② その他の費用(実費負担)

区分	項目	金額	内容
食費	朝食(1食)	390円	宿泊サービス費
	昼食(1食)	500円	通いサービス費
	夕食(1食)	460円	宿泊サービス費
宿泊費	1泊	2500円	宿泊サービス費

### ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

区分	金額	内容の説明
おむつ代	リハビリパンツM(1枚 93円) リハビリパンツL(1枚 102円) リハビリパンツLL(1枚 114円) 尿パット男女兼用(1枚 28円) テープタイプM (1枚 107円)	ご要望により提供
教養娯楽費	実費	特別な趣味活動に使用する材料費
行事代	実費	行事に必要な個人的な費用
電気代	一日 50円	個人の電化製品持ち込みの費用

<別紙5>

## 小規模多機能ホームゆうあい短期利用 利用料金表 (1割負担)

(令和6年6月1日改定)

### ① 介護報酬に係る利用者負担金

要介護度	介護サービス費 1割負担		負担金合計
	介護サービス費	サービス提供加算(Ⅰ)	
要介護1	572円	25円	597円
要介護2	640円		665円
要介護3	709円		734円
要介護4	777円		802円
要介護5	843円		868円

※ 1) 1日あたりの利用料金となります。

2) 7日以内を原則として利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内

3) 認知症行動・心理症状緊急対応加算：200円/日(7日間を限度)

医師が認知症症状による対応が困難であり、短期利用居宅介護の利用が適切と判断した時に加算されます。

4) 介護職員等処遇改善加算：所定単位数にサービス加算率(14.9%)を乗じた単位数で算定されます。

### ② その他の費用(実費負担)

区分	項目	金額	内容
食費	朝食(1食)	390円	宿泊サービス費
	昼食(1食)	500円	通いサービス費
	夕食(1食)	460円	宿泊サービス費
宿泊費	1泊	2500円	宿泊サービス費

### ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

区分	金額	内容の説明
おむつ代	リハビリパンツM(1枚 93円) リハビリパンツL(1枚 102円) リハビリパンツLL(1枚 114円) 尿パット男女兼用(1枚 28円) テープタイプM (1枚 107円)	ご要望により提供
教養娯楽費	実費	特別な趣味活動に使用する材料費
行事代	実費	行事に必要な個人的な費用
電気代	一日 50円	個人の電化製品持ち込みの費用

<別紙6>

## 小規模多機能ホームゆうあい短期利用 利用料金表 (2割負担)

(令和6年6月1日改定)

### ① 介護報酬に係る利用者負担金

要介護度	介護サービス費 2割負担		負担金合計
	介護サービス費	サービス提供加算(I)	
要介護1	1,144円	50円	1,194円
要介護2	1,280円		1,330円
要介護3	1,418円		1,468円
要介護4	1,554円		1,604円
要介護5	1,686円		1,736円

- ※ 1) 1日あたりの利用料金となります。  
 2) 7日以内を原則として利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内  
 3) 認知症行動・心理症状緊急対応加算：400円/日(7日間を限度)  
 医師が認知症症状による対応が困難であり、短期利用居宅介護の利用が適切と判断した時に加算されます。  
 4) 介護職員等処遇改善加算：所定単位数にサービス加算率(14.9%)を乗じた単位数で算定されます。

### ② その他の費用(実費負担)

区分	項目	金額	内容
食費	朝食(1食)	390円	宿泊サービス費
	昼食(1食)	500円	通いサービス費
	夕食(1食)	460円	宿泊サービス費
宿泊費	1泊	2500円	宿泊サービス費

### ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

区分	金額	内容の説明
おむつ代	リハビリパンツM(1枚 93円) リハビリパンツL(1枚 102円) リハビリパンツLL(1枚 114円) 尿パット男女兼用(1枚 28円) テープタイプM (1枚 107円)	ご要望により提供
教養娯楽費	実費	特別な趣味活動に使用する材料費
行事代	実費	行事に必要な個人的な費用
電気代	一日 50円	個人の電化製品持ち込みの費用

<別紙7>

## 小規模多機能ホームゆうあい短期利用 利用料金表 (3割負担)

(令和6年6月1日改定)

### ① 介護報酬に係る利用者負担金

要介護度	介護サービス費 3割負担		負担金合計
	介護サービス費	サービス提供加算(Ⅰ)	
要介護1	1,716円	75円	1,791円
要介護2	1,920円		1,995円
要介護3	2,127円		2,202円
要介護4	2,331円		2,406円
要介護5	2,529円		2,604円

- ※ 1) 1日あたりの利用料金となります。  
 2) 7日以内を原則として利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内  
 3) 認知症行動・心理症状緊急対応加算：600円/日(7日間を限度)  
 医師が認知症症状による対応が困難であり、短期利用居宅介護の利用が適切と判断した時に加算されます。  
 4) 介護職員等処遇改善加算：所定単位数にサービス加算率(14.9%)を乗じた単位数で算定されます。

### ② その他の費用(実費負担)

区分	項目	金額	内容
食費	朝食(1食)	390円	宿泊サービス費
	昼食(1食)	500円	通いサービス費
	夕食(1食)	460円	宿泊サービス費
宿泊費	1泊	2500円	宿泊サービス費

### ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

区分	金額	内容の説明
おむつ代	リハビリパンツM(1枚 93円) リハビリパンツL(1枚 102円) リハビリパンツLL(1枚 114円) 尿パット男女兼用(1枚 28円) テープタイプM (1枚 107円)	ご要望により提供
教養娯楽費	実費	特別な趣味活動に使用する材料費
行事代	実費	行事に必要な個人的な費用
電気代	一日 50円	個人の電化製品持ち込みの費用